

# 横手市 男女共同参画行動計画

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして



# 『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』

をめざして

横手市は、昨年10月1日、広域的なつながりのある8市町村が合併して誕生しました。そして「豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市」をめざし、各地域の特徴を活かした政策の展開と併せて、「まちづくりの主人公は市民」との考えから、地域のすべての人々の参画による協働のまちづくりを推進してまいります。

また、男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなくその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成は、市民一人ひとりが希望やいきがいをもって生活するための基盤であり、あらゆる分野においてすべての人々がいきいきと活躍し、活気あふれる横手市をつくる源であると考えます。

この考えのもと、「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を横手市における男女共同参画社会の将来像として掲げ、「横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

この計画は、市民の目線に立った計画とするため、市民23名を含む33名の策定委員により、約1年間にわたる協議を経て策定されたもので、男女共同参画社会の実現のために、平成18年度から5年間で取り組むべき施策や目標について具体的に表したものです。

計画の推進にあたっては、職員が共通認識をもち、市政全般にわたって男女共同参画の視点に立った事業を展開することはもちろんですが、市民の皆様をはじめ企業、市民団体の主体的な実践と連携が不可欠であることから、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たりご尽力いただいた策定委員の方々をはじめ、ご協力、ご支援いただきました関係機関の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後も計画の推進役となってくださるようお願い申し上げます。

平成18年12月

横手市長 五十嵐 忠 悦

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の役割と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 計 画 の 内 容

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標・・・・・・・ 4
- 3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 行 動 計 画

### 家族・家庭

- 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (3) 行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 社会活動

- 対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (2) 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (3) 行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### 雇用・労働

- 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして・・・・・・・・・・・・ 15
  - (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (2) 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (3) 行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 福祉・健康

自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして	19
（１）現状と課題	19
（２）基本施策	20
（３）行動計画	20

## 教育・行政

共同と平等に基づいた教育と行政をめざして	23
（１）現状と課題	23
（２）基本施策	24
（３）行動計画	24

## 第4章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備	27
2. 市民団体との連携	28
3. 計画の進行管理	28

## 参 考 資 料

○ 男女共同参画に関する用語集	29
○ 男女共同参画社会基本法	31
○ 秋田県男女共同参画推進条例	36
○ 男女共同参画に関する国内外の動き	40
○ 横手市男女共同参画行動計画策定委員会	41

■ 本文中の「※」印の付いた語句の意味は、参考資料の「男女共同参画に関する用語集」（P29）に掲載しています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

近年、雇用環境の変化、家族形態の多様化、急速な少子高齢化が進行する中で、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会\*の形成が望まれています。そのためには、男女の身体の構造の違いから生じる差はあっても、そのことを原因とする差別や性別による固定的役割分担意識を解消する必要があります。

しかしながら、現状ではこれまでの長い慣習からくる「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識\*が根強く残っており、男女共同参画社会\*の推進を阻害する要因になっているものと考えられます。

また、社会経済の急激な変化に伴い、男性はより過重な労働を、また働く女性は仕事と家事の二重負担を強いられるなど、仕事と家庭生活を両立することが困難となり、男性も女性も自らの意思による多様な生き方を選択することが難しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会基本法\*の理念や秋田県男女共同参画推進条例に基づき、横手市の男女共同参画社会\*づくりに向けて取り組むべき課題に対応するため「横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

### 2. 計画の役割と位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法\*」の理念及び同法に規定されている地方公共団体の責務を考慮して策定したものです。
- (2) この計画は、国・県の計画並びに横手市総合計画との整合性が図られるよう勘案し、横手市における男女共同参画社会\*の形成に向けて、総合的かつ長期的に講ずるべき施策を示すとともに、市民と一緒に考え行動するための指針とするものです。

### 3. 計画の期間

- (1) この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。
- (2) 社会情勢の変化、国・県の動向、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の内容

### 1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。

### 2. 横手市における男女共同参画社会\*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会\*を実現するため、その将来像を

**一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち** とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

#### **家族・家庭** ……自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

#### **社会活動** ……対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

#### **雇用・労働** ……仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

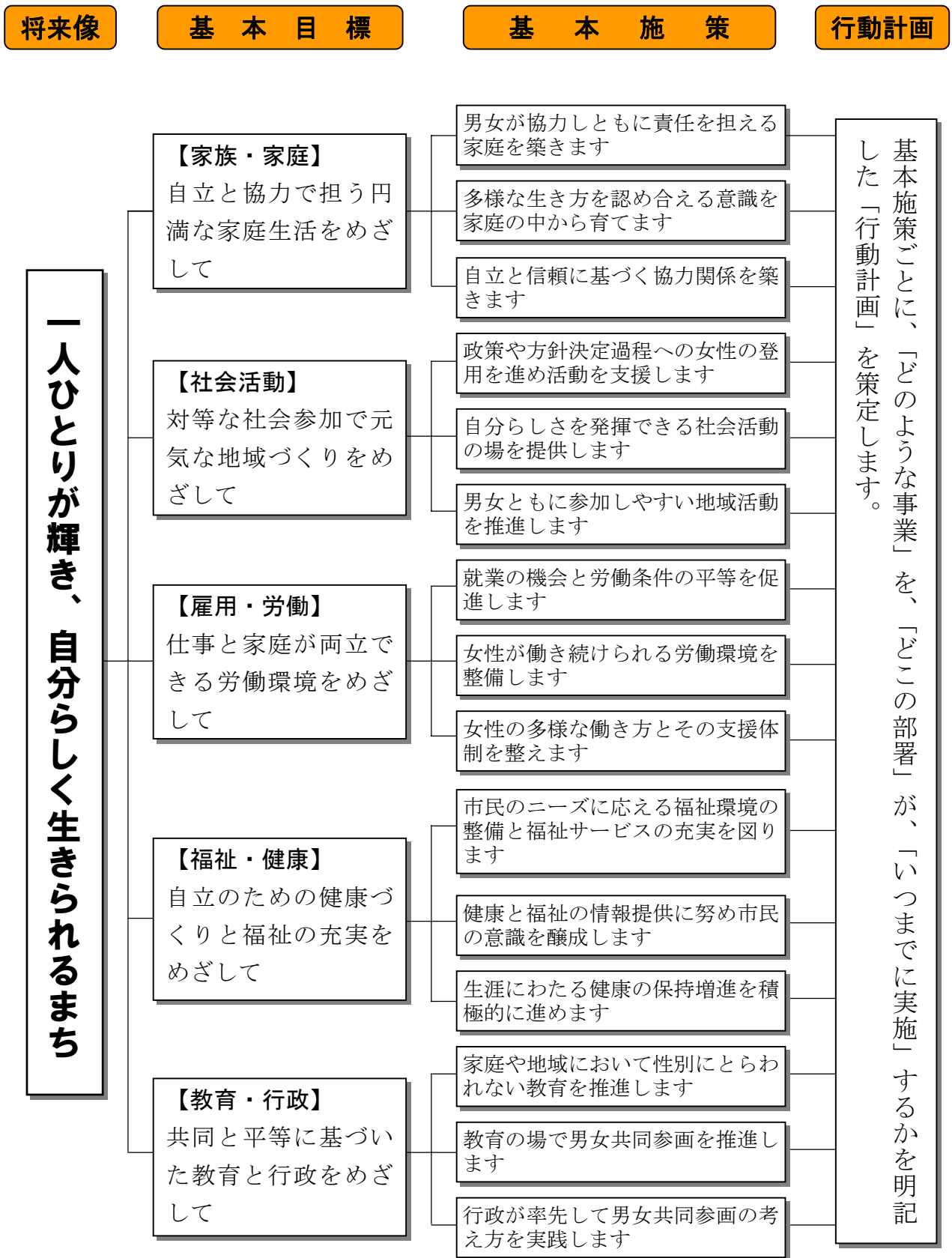
#### **福祉・健康** ……自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

#### **教育・行政** ……共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系



**第3章 行 動 計 画**

この章では、これまでの旧市町村の取り組みや、本年2月に実施した「男女共同参画に関する実態調査」の集計・分析結果をもとに、5つの基本目標ごとに「現状と課題」を整理し、その課題を解決するための「基本施策」を掲げ、その施策に基づいて『どのような事業』を『どこの部署』が『いつまで』に実施するかを示した「行動計画」を記載しています。

これにより、事業の主体性を明確にするとともに、計画の実効性を高めようとするものです。

**行動計画の記載例**

■ 行動計画では、基本施策の項目ごとに次のように一覧表示しています。

**①男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます**

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 家事を労働としてとらえ、正しく評価できるシステムを整えます</b>							
*	家族経営協定の啓発と導入の推進 【家族経営協定数:56組⇒76組】	農政課	○	→	→	→	→

- ↑
  - ↑
  - ↑
  - ↑
  - ↑
- ・「→」は、継続して推進することを表しています。
- ・「○」は、当該年度に実施することを表しています。
- ・主に担当する部署を記載しています。
- ・施策の内容を記載しています。
- 【 】内は、施策の中で目標を示せる部分について、「現状」と「目標」を次のように記載しています。
- 【目標となる事項：平成18年4月の現状 ⇒ 平成22年度の目標】
- ・「\*」は、他の部門の施策としても掲載していることを表しています。

現状と課題

家庭は人間形成の出発点であり、そこで育まれた意識は将来にわたって人間としての意識をかたちづくることとなります。そのため、男女共同参画のための法や制度、社会環境がどれだけ整っても、家庭において意識的にそれらを考え行動する下地を育てなければ、「男は仕事、女は家庭」といった慣習による固定的な性別役割分担意識\*は残ってしまいます。

私たちが暮らしていくうえで最も身近な家族・家庭の中から、男女の性別による固定的な観念を取り除くことは、男女共同参画社会\*を実現するためにとっても大切なことです。

しかし、今日の人々の価値観の多様化に伴い、家族・家庭を取り巻く状況は変化し続け、核家族化や高齢者の一人暮らしの増加や、社会経済の変化に伴う共働きの夫婦が多くなっています。特に子どもや高齢者、要介護者のいる家庭では、女性への負担が大きくなっているのが現状です。

これは、これまでの長い慣習から、「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っているためで、その傾向は男性や年齢が高くなるにつれて強くなっていますが、女性の約3割の方も「家事は女性の仕事」と考えていることがアンケートの結果に現れており、女性の社会参画を妨げる要因にもなっています。

また、横手市では農業における女性の家族従事者が多くなっていますが、女性の労働に対する評価が低いほか女性名義の財産が少ないなど、女性の地位が低く見られがちです。そのことがDV(ドメスティック・バイレンス)\*を受けた場合でも、誰にも相談できずに我慢したりあきらめたりしてしまう人が多い原因になっているものと思われます。

家族がそれぞれの多様な生き方を認め合い、自立と信頼によって家族間に協力関係をつくり、男女が協力してともに責任を担える家庭を築くため、あらゆる機会をとらえて男女共同参画意識の醸成や家庭における役割分担意識の改善を図る必要があります。また、家族・家庭が変化する社会に適合し、男女がともに協力して家事を分担できるよう、仕事と家庭生活の両立支援や育児・介護支援、潜在していると思われるDV\*の実態把握と被害者の支援など、円満な家庭生活が送れるよう働きかけていく必要があります。

**基本施策**

- ①男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます
  - ア. 家事を労働としてとらえ、正しく評価できるシステムを整えます
  - イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます
  - ウ. 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します
  
- ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます
  - ア. 性別による固定的な役割分担意識\*を見直す機会を提供します
  - イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます
  
- ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます
  - ア. 要介護者や障害者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します
  - イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます
  - ウ. DV\*の根絶に向け、関係機関との連携を図ります\*

**行動計画**

①男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 家事を労働としてとらえ、正しく評価できるシステムを整えます</b>							
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進 【家族経営協定数:56組⇒76組】	農政課	○	→	→	→	→
*	生活実態調査の実施	男女共同参画推進室		○			
	家事評価パターンの作成・提示	男女共同参画推進室			○		

### 第3章 行動計画【家族・家庭】

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます</b>						
* 「男女共同参画ガイドブック(仮称)」を作成し、各種講座等で活用	男女共同参画推進室		○	→	→	→
性別にこだわらない家事、育児、介護への参加意識啓発	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
性別や年代に応じた意識啓発の推進	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
* 市報やホームページによる意識啓発と情報の発信	男女共同参画推進室 秘書広報課	○	→	→	→	→
男女共同参画に関する「キャッチコピー」等の公募	男女共同参画推進室		○			
<b>ウ. 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します</b>						
* 一時・乳児・障害児・延長保育などの特別保育事業の充実 【延長保育実施箇所数:22ヶ所⇒24ヶ所】 【一時保育実施箇所数:22ヶ所⇒23ヶ所】	子育て支援課		○	→	→	→
* 学童保育などの放課後児童対策の充実 【放課後児童クラブ実施箇所数:17ヶ所⇒22ヶ所】	子育て支援課	○	→	→	→	→
* 子育て支援グループへの情報提供と活動の場の提供 【子育て支援総合コーディネーター:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→
* 育児サークルの育成とネットワーク化 【子育て支援ネットワーク協議会:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→
* 子どもの遊び場の整備	子育て支援課	○	→	→	→	→
高校生、大学生等に対する奨学金制度の充実	学校教育課	○	→	→	→	→
医療費受給制度の充実	国保年金課	○	→	→	→	→

### ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 性別による固定的な役割分担意識*を見直す機会を提供します</b>						
男性の家事、育児、介護等家庭生活支援のための学習会開催	男女共同参画推進室 福祉事務所	○	→	→	→	→
* 男女がともに参加できるフォーラム等の開催	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
消費者モニター制度への男性の参加促進	商工労働課			○	→	→

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます</b>							
	地域単位での学習会等の開催	生涯学習課 地域振興課	○	→	→	→	→
*	参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	○	→	→	→	→
*	各種行事での託児の実施	すべての部署	○	→	→	→	→

③自立と信頼に基づく協力関係を築きます

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 要介護者や障害者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します</b>							
	介護者の悩み相談窓口の設置	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→
	介護者のための技術講習会の開催	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→
	家族介護者のための交流事業の開催	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→
<b>イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます</b>							
*	事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	男性従業員の育児休業取得の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
<b>ウ. DV*の根絶に向け、関係機関との連携を図ります</b>							
	広報活動と相談窓口の周知	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
	各地域局への電話相談窓口の設置	男女共同参画推進室 地域振興課	○				
	女性相談所、警察署などの関係機関との連携	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
	関係機関・関係者によるDV*防止ネットワークの構築	男女共同参画推進室		○			
	関係者の知識向上のためのDV*防止学習会の開催	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→

**社会活動**

**対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして**

**現状と課題**

男女共同参画社会\*の実現には、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野において、男性と対等な立場で方針や政策の決定に参画し、その役割の遂行や責任も分担する必要があります。

近年は、女性の社会進出の増加に伴い、方針や政策を決定する場に女性が登場する機会が増えてきた一方で、これまで仕事を生活の中心に据えてきた男性は、家庭生活や PTA などの地域活動へ参加する機会が少なかったことが男女の公平な社会参加を進めていく上で問題となっています。

また、市民一人ひとりが生活を自分らしく楽しむことができ、人間性豊かな社会を実現するためには、趣味やボランティアなどの地域活動への参加も大切です。しかし、ライフスタイルやニーズの多様化などにより、特に若い世代の参加者が少なかったり活動内容により男女の役割が固定されたりしているなど、市民一人ひとりが地域の一員としてその能力が十分発揮できる状況になっているとはいえません。

横手市においては、条例や規則、要綱などによって置かれている各種審議会等での女性委員の割合が、平成18年4月の段階で27.3%と全国平均を上回っているものの、市議会議員は5.9%、農業委員は4.2%と方針や政策を決定する場での女性の割合が非常に少ない状況です。また、市役所における女性管理職の割合についても、一般行政職では3.6%に過ぎないなど、女性の登用が進んでいないのが現状です。

方針や政策を決定する場への女性の参画が低い原因の一つに、これまでの慣習による固定的な性別役割分担意識\*から、女性が社会に出ることに対し、周囲の理解や協力が得られない場合が多いほか、女性自身も社会的な力を身につける努力をしてこなかったことが考えられます。

こうした状況を改善するためには、女性自身が社会の一員であることを自覚し、政治、経済、社会及び文化などあらゆる分野へ積極的に参加し、自らの能力を高める必要があります。また、学校教育など早い時期からの社会参画意識の啓発や、能力向上のための学習や研修機会の提供が必要です。

さらに、老若男女を問わず誰もが主体的に地域活動に参加するとともに、性別によって役割を固定することなく、その個性と能力が発揮でき、積極的な交流により地域の連携を深めることができるよう、利用者のニーズに合ったメニューや参加しやすい設定を工夫するとともに、積極的な情報提供を図る必要があります。

**基本施策**

- ①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します
  - ア. 目標を定め各種審議会委員等に女性を積極的に登用するとともに、登用後の支援も充実させます
  - イ. 女性リーダー養成のために計画的に研修機会を提供し、政治への参画意識の高揚に努めます
  
- ②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します
  - ア. ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します
  - イ. 社会活動への参加促進のためサポート体制を充実し、ニーズに合ったメニュー設定と情報を積極的に提供します
  
- ③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します
  - ア. 若い世代のリーダーを育成し、男女がともに参画できる体制づくりに努めます
  - イ. 活動内容により固定化している男女の役割を見直し、男性も女性も主体的に参加しやすい地域活動を推進します

**行動計画**

①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 目標を定め各種審議会委員等に女性を積極的に登用するとともに、登用後の支援も充実させます</b>						
* 各種審議会委員の女性比率目標を40%とする 【女性比率:27.3%⇒40.0%】	すべての部署	→	→	→	→	○
* 行政委員会の女性比率目標を20%とする 【女性比率:4.3%⇒20.0%】	すべての部署	→	→	→	→	○
女性委員に対する研修会等への参加促進	すべての部署	○	→	→	→	→

第3章 行動計画【社会活動】

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 女性リーダー養成のために計画的に研修機会を提供し、政治への参画意識の高揚に努めます</b>							
	生涯学習事業での女性リーダー養成研修等の実施	生涯学習課		○	→	→	→
	女性による模擬議会の開催	男女共同参画推進室 企画課 議会事務局			○	→	→
	女性リーダー養成のための先進事例や研修会情報の提供	男女共同参画推進室 生涯学習課		○	→	→	→
	女性が活躍している団体リストの作成と、団体間交流、ネットワーク化の促進	男女共同参画推進室		○	→	→	→
	女性の政治参画を促す選挙啓発	選挙管理委員会	○	→	→	→	→
*	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
*	男女共同参画に関する活動グループの組織化と育成支援	男女共同参画推進室 地域振興課		○	→	→	→

②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実に支援します</b>							
	生涯学習バンクの設置と活用	生涯学習課	○	→	→	→	→
	ヤングボランティアの育成 【ジュニアリーダー人数:20人⇒100人】	企画課 生涯学習課 社会福祉課	○	→	→	→	→
	ボランティア意識や知識、技術の修得のための育成講座の開催	企画課 生涯学習課 社会福祉課	○	→	→	→	→
	ボランティア団体の連絡協議会の設置	企画課 生涯学習課 社会福祉課	○	→			
	ボランティア活動情報の積極的な提供	企画課 生涯学習課 社会福祉課		○	→	→	→
	活動相談や派遣調整の実施	企画課 生涯学習課 社会福祉課	○	→	→	→	→

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 社会活動への参加促進のためサポート体制を充実し、ニーズに合ったメニュー設定と情報を積極的に提供します</b>							
	生涯学習活動情報の積極的な提供	生涯学習課	○	→	→	→	→
	生涯学習奨励員等に対する研修機会の充実 【研修会:3回⇒5回】	生涯学習課	○	→	→	→	→
*	参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	○	→	→	→	→
*	各種行事での託児の実施	すべての部署	○	→	→	→	→

③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 若い世代のリーダーを育成し、男女がともに参画できる体制作りに努めます</b>							
	若年層へのリーダー養成研修の開催 【研修会:1回⇒3回】	生涯学習課	○	→	→	→	→
	地域活動への青少年の参加拡大	生涯学習課		○	→	→	→
<b>イ. 活動内容により固定化している男女の役割を見直し、男性も女性も主体的に参加しやすい地域活動を推進します</b>							
*	「男女共同参画ガイドブック(仮称)」を作成し、各種講座等で活用	男女共同参画推進室		○	→	→	→
	地区会議単位での学習機会の提供	男女共同参画推進室 地域振興課			○	→	→
*	参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	○	→	→	→	→
*	PTA活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進 【女性PTA会長:2人⇒5人】	教育指導課		○	→	→	→
	性別、世代を越えた地域活動の推進	生涯学習課 地域振興課		○	→	→	→
	地域活動情報の積極的な提供	秘書広報課 地域振興課	○	→	→	→	→

現状と課題

近年、経済・産業構造の変化、ライフスタイルの多様化や女性の高学歴化に伴い、女性の職場進出が進み、女性の労働力は地域経済に大きな役割を果たしていると言えます。また、少子化や団塊の世代の定年による労働力不足の解消には、女性の労働力は欠かせない状況であり、女性が男性と平等に働き、その能力を十分発揮できるよう働く女性の権利を保障していかなければなりません。

しかし、労働の場での男女共同参画は、男女雇用機会均等法や育児休業法の施行により改善されつつあるものの、昇進や賃金の面で男女格差があるほか、能力開発のための研修機会が少ないなど、女性の能力評価に偏見が残っていることも事実です。また、景気の低迷などから企業は生き残りをかけて徹底したコスト削減を強いられ、正社員を減らし賃金の低いパートタイム労働者として女性を雇用するなど、女性にとって働きにくい労働環境になっているのが現状です。

一方、働く女性の側にも、家事や育児、介護などの担い手としての役割分担意識から抜け出せないまま、仕事への意欲や能力を持ちながらも補助的な仕事に甘んじている状況があります。

また、農業、商業における女性の家族従事者は、企業等で働いている女性と比較して、時間の制限がないため労働時間が長くなりがちなうえ、家事、育児、介護等も担っており、その負担は大きくなっています。

労働の場における男女共同参画を実現するためには、働く女性労働者(母性)が労働の場においてマイナス要素とならないよう社会的に尊重、保護され、家事、育児、介護等の家庭責任を男女が互いに担うことを認識し、仕事と家庭生活の調和の取れた働き方ができるような社会環境の整備を推進することが重要です。

そのため、働く者の権利を保障するための各種制度の充実と、家庭生活と調和の取れた職場環境を整えるとともに、農業、商業等自営業における女性の労働についても正しく評価し、女性だけでなく男性にとっても活力に満ちた人間らしい働き方や生活ができる社会を築く必要があります。

**基本施策**

- ①就業の機会と労働条件の平等を促進します
  - ア. 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります
  - イ. 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します
  - ウ. パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします
  
- ②女性が働き続けられる労働環境を整備します
  - ア. 家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します
  - イ. 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します
  
- ③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます
  - ア. 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます
  - イ. 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します
  - ウ. 女性のキャリアアップ\*や再チャレンジ\*のための研修機会を設けます

**行動計画**

①就業の機会と労働条件の平等を促進します

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります</b>							
	男女雇用機会均等法の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	母性健康管理措置の周知による母性保護の充実	保健衛生課 商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	セクシュアル・ハラスメント*の防止啓発	商工労働課	○	→	→	→	→

第3章 行動計画【雇用・労働】

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します</b>							
*	事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	就業環境に関するアンケートを実施	商工労働課			○		
	フレックスタイム制度の周知	商工労働課	○	→	→	→	→
<b>ウ. パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします</b>							
	パートタイム労働法等の法制度の周知	商工労働課	○	→	→	→	→
	パートタイム助成金制度の周知	商工労働課	○	→	→	→	→
	労働相談窓口の充実	商工労働課	○	→	→	→	→

②女性が働き続けられる労働環境を整備します

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します</b>							
	県男女イキイキ職場宣言事業所の目標を30社とする 【宣言事業所数:5社⇒30社】	男女共同参画推進室	→	→	→	→	○
	県男女イキイキ職場宣言事業所情報交換会の開催 【情報交換会:0回⇒年1回】	男女共同参画推進室		○	→	→	→
	時間単位で取得できる有給休暇制度の導入促進	商工労働課		○	→	→	→
*	事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	育児等による退職者の再就職制度の普及促進	商工労働課		○	→	→	→

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整えます</b>							
*	一時・乳児・障害児・延長保育などの特別保育事業の充実 【延長保育実施箇所数:22ヶ所⇒24ヶ所】 【一時保育実施箇所数:22ヶ所⇒23ヶ所】	子育て支援課		○	→	→	→
*	学童保育などの放課後児童対策の充実 【放課後児童クラブ実施箇所数:17ヶ所⇒22ヶ所】	子育て支援課	○	→	→	→	→
*	母性健康管理措置の周知による母性保護の充実	保健衛生課 商工労働課	○	→	→	→	→
	育児支援ボランティアの登録制度の充実 【ファミリーサポートセンター開設箇所数・登録会員数:1ヶ所・447人⇒3ヶ所・500人】	子育て支援課		○	→	→	→
	地域で育てる子育てセミナーの開催	子育て支援課 生涯学習課	○	→	→	→	→
*	男女が共に参加できるセミナー等の開催	子育て支援課			○	→	→

③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます</b>							
	起業支援窓口の充実	商工労働課	○	→	→	→	→
	市独自の起業支援制度の創設	商工労働課			○	—	
	起業セミナー等の開催	商工労働課	○	→	→	→	→
	女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課			○	→	→
<b>イ. 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します</b>							
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進 【家族経営協定数:56組⇒76組】	農政課	○	→	→	→	→
*	生活実態調査の実施	男女共同参画推進室		○			
	女性農業士を活用した経営・技術指導の実施	農政課		○	→	→	→
<b>ウ. 女性のキャリアアップ*や再チャレンジ*のための研修機会を設けます</b>							
	各種知識、技術、資格習得のためのセミナーの開催	商工労働課 生涯学習課		○	→	→	→
*	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→

### 現状と課題

誰もが自立して個性や能力を活かした生き方を選択するためには、健康であることが欠かせません。そして、その健康とは身体的、精神的な面はもちろん、社会的にも信頼され生きがいをもって生活することが、男女共同参画社会\*につながります。

また、長寿社会に生きる私たちにとって、「長い老後」を充実させることが生涯を通じた課題ですが、人は必ずしも健康なままで一生を終えることはできません。このため、これまで考えられがちであった特別な人に対する福祉だけではなく、だれもが利用できる福祉制度であることが望まれています。そして、ともに認め合って生きる男女共同参画社会\*の視点では、福祉を特別視することなく、自分のよりよい人生のために活用する必要があります。

しかし、高齢化の進行やライフスタイルの多様化により高齢者世帯が増加し、要介護者がいる世帯では介護をする人の高齢化、いわゆる老々介護が増加傾向にあるほか、家庭における介護は女性が担っていると同時に、介護される側も女性からの介護を望む傾向があるなど、女性の負担が大きくなっているのが現状です。

一方、企業における子育て支援の状況をみると、育児休暇制度は整っているものの、男性が育児休暇を取得するケースは非常に少ない状況です。また、女性の母性に対する社会的役割への理解が十分であるとは言えず、職場復帰や再就職が厳しい状態となっていることから、母性の尊重と同時に生まれた子どもの子育ては、男性も等分に家庭責任を負うことも理解されなければなりません。

これらのことから、子どもを安心して生み、健やかに育てていくための育児支援制度の充実や利用しやすい福祉サービスの提供により、男女とも生涯にわたり心身ともに健康で生きがいを持ち個人として自立するため、主体性をもった積極的な健康づくりを推進するとともに、幼児期からの健康に対する心構えや福祉の心を育てる教育を実施する必要があります。

**基本施策**

- ①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります
  - ア. 市民ニーズの把握と速やかに対応するためのシステムを整えます
  - イ. 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます
  
- ②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します
  - ア. 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します
  - イ. ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます
  
- ③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます
  - ア. 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます
  - イ. 幼児期から健康に対する意識を育てます

**行動計画**

①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 市民のニーズの把握と速やかに対応するためのシステムを整えます</b>						
福祉・健康相談窓口の充実	福祉事務所 保健衛生課 福祉保健課	○	→	→	→	→
地区巡回による福祉・保健座談会の実施	福祉事務所 保健衛生課 福祉保健課	○	→	→	→	→
福祉協力員との連携	社会福祉課	○	→	→	→	→

第3章 行動計画【福祉・健康】

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます</b>							
	社会福祉施設の整備と施設サービスの充実	福祉事務所	○	→	→	→	→
*	一時・乳児・障害児・延長保育などの特別保育事業の充実 【延長保育実施箇所数:22ヶ所⇒24ヶ所】 【一時保育実施箇所数:22ヶ所⇒23ヶ所】	子育て支援課		○	→	→	→
*	学童保育などの放課後児童対策の充実 【放課後児童クラブ実施箇所数:17ヶ所⇒22ヶ所】	子育て支援課	○	→	→	→	→
	介護者によるネットワークづくり	高齢ふれあい課		○	→	→	→
*	子どもの遊び場の整備	子育て支援課	○	→	→	→	→

②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します</b>							
	保健・福祉サービス内容と関係施設を掲載したガイドブックの作成	福祉事務所 保健衛生課			○		
	市報、ホームページ、チラシ等による分かりやすい情報の提供	福祉事務所 保健衛生課 秘書広報課	○	→	→	→	→
	生涯学習プログラムへの福祉関連テーマの導入	福祉事務所 生涯学習課		○	→	→	→
<b>イ. ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます</b>							
	定期的な研修会や活動の実施	社会福祉課		○	→	→	→
	学校や職場等への介護体験機会の提供	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→

## ③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます</b>							
	生涯を通じた各種健診制度の充実	保健衛生課	○	→	→	→	→
	生活習慣病の予防や健康増進のための学習機会の提供 【健康教育(成人・老人):276回⇒280回】 【健康教育(栄養・健康増進):106回⇒110回】	保健衛生課	○	→	→	→	→
	生涯学習プログラムへの健康管理メニューの導入	保健衛生課 生涯学習課	○	→	→	→	→
	学校体育館、スポーツ施設等の利用促進	教育総務課 スポーツ振興課	○	→	→	→	→
	スポーツや健康に関する出前講座の開催	保健衛生課 スポーツ振興課	○	→	→	→	→
<b>イ. 幼児期から健康に対する意識を育てます</b>							
	心身の発育段階に応じた健康の重要性の教育	保健衛生課	○	→	→	→	→
	妊娠期、出産期、育児期における学習機会や相談体制の整備	保健衛生課	○	→	→	→	→
	学校における健康管理、健康教育の充実 【健康教育実施校:16校⇒33校】 【小児生活習慣病予防健診:小学校9校、中学校6校 ⇒小学校26校、中学校12校】 【喫煙防止教育:小学校4校、中学校2校⇒19校】	保健衛生課 教育指導課 学校教育課	○	→	→	→	→

## 現状と課題

私たちが人権を尊重する意識や男女平等観をもつ上で、教育や学習は重要な役割を果たします。

性別による固定的な役割分担意識\*は、幼いときからの躰や生活習慣、教育などを通じて無意識のうちに形成されます。このため、それぞれの家庭における生活習慣や教育姿勢などが子どもの男女共同参画意識の形成に強い影響を与えることを自覚し、女性は家事を担うべきであるというこれまでの社会的慣習を見直し、男女がそれぞれの能力に応じた役割と責任を果たすことが大切です。また、性別にかかわらず子どもの自主性を尊重し自立の意識を育てていく教育を進めることが求められています。

また、学校教育では、基本的人権の尊重や男女平等など男女共同参画意識の視点に配慮した教育活動を推進し、子どもたちが性別にかかわらずお互いの意思を尊重し、理解し合える心を育てることが重要です。

平成18年2月に実施した意識調査では、学校生活においては男女が平等であると認識している人が多い反面、学校以外の生活領域では男性の方が優遇されていると感じている人が多くなっています。また、PTA活動においては参加者の多くが女性であるのに対し、PTA会長などの役職は男性が多いなど、学校、家庭、地域での意識にズレが生じているのが現状です。

男女には、身体の構造の違いからくる差はあっても、そのことを原因とする優劣やあらかじめ決められた役割はないことを、学校、家庭、地域の教育の場でも確かめ合い、連携を深めて実践することが求められています。

一方、男女共同参画基本法\*が施行されて以来7年が経過し、これまで行政としても男女共同参画社会\*の形成のための各種施策を展開していますが、女性を優遇するための制度として捉えられることが多いほか、講演会やイベントへの男性の参加者が少ないなど、男女共同参画の必要性や真の目的、意義などが市民に浸透しているとはいえないのが現状です。

このため、行政が率先して男女共同参画の範を示すとともに、行政職員の共通認識のもと庁内の連携を密にし、あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の普及啓発活動を展開する必要があります。また、市民の意識高揚を図るため、男性のための家事体験や女性の能力向上など、学習機会の拡充や情報提供、関係団体とのネットワークづくりなどの環境を整備する必要があります。

**基本施策**

- ①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します
  - ア. 性別にかかわらず子どもの自主性を尊重し、自立の意識を育てていくための機会を提供します
  - イ. 地域が行う男女共同参画活動を支援します
  
- ②教育の場で男女共同参画を推進します
  - ア. 男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します
  - イ. 教職員などへの研修機会を拡大します
  - ウ. 学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します
  
- ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します
  - ア. 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します
  - イ. 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します
  - ウ. 男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します

**行動計画**

①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 性別にかかわらず子どもの自主性を尊重し、自立の意識を育てていくための機会を提供します</b>						
* 「男女共同参画ガイドブック(仮称)」を作成し、各種講座等で活用	男女共同参画推進室		○	→	→	→
男女共同参画の視点を取り入れた子育て情報の提供	子育て支援課		○	→	→	→
男女の別にこだわらない家事への参加啓発	男女共同参画推進室			○	→	→

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>イ. 地域が行う男女共同参画活動を支援します</b>							
	各地区会議主催の男女共同参画に関する活動の実施	男女共同参画推進室 地域振興課			○	→	→
*	子育て支援グループへの情報提供と活動の場の提供 【子育て支援総合コーディネーター:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→
*	育児サークルの育成とネットワーク化 【子育て支援ネットワーク協議会:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→

**②教育の場で男女共同参画を推進します**

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します</b>							
	男女共同参画に配慮した生徒指導、進路指導の実施	教育指導課	○	→	→	→	→
	副読本、チラシ等の教育資料の作成と活用	男女共同参画推進室				○	→
	心身の発育段階に応じた母性の重要性の教育	保健衛生課 教育指導課	○	→	→	→	→
	性別による固定的役割分担意識*を植え付けることがないように配慮した保育の推進	子育て支援課		○	→	→	→
<b>イ. 教職員などへの研修機会を拡大します</b>							
	教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施 【研修会:未実施⇒年1回】	教育指導課		○	→	→	→
	保育機関の職員に対する男女共同参画に関する研修の実施 【研修会:未実施⇒年1回】	子育て支援課 人事課		○	→	→	→
<b>ウ. 学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します</b>							
	学校行事や学校報を活用した児童生徒、保護者、地域住民への意識啓発の推進	教育指導課		○	→	→	→
*	PTA 活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進 【女性 PTA 会長:2人⇒5人】	教育指導課		○	→	→	→

## ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
<b>ア. 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します</b>							
	女性職員の職域の拡大と管理職への率先登用 【女性管理職(一般行政職):5人⇒7人】	人事課		○	→	→	→
	重要会議への参加による若年職員の育成	すべての部署		○	→	→	→
	能力開発研修の充実と研修機会の提供	人事課		○	→	→	→
	保育士、看護師、保健師への男性の積極的な募集	人事課		○	→	→	→
<b>イ. 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します</b>							
	男女共同参画の推進体制の強化	人事課	○				
	「男女共同参画庁内推進委員会(仮称)」の設置	男女共同参画推進室		○			
	「男女共同参画都市」の宣言	男女共同参画推進室			○		
*	各種審議会委員の女性比率目標を40%とする 【女性比率:27.3%⇒40.0%】	すべての部署	→	→	→	→	○
*	行政委員会の女性比率目標を20%とする 【女性比率:4.3%⇒20.0%】	すべての部署	→	→	→	→	○
	男女共同参画研修会等への職員の積極的な参加を促進	人事課		○	→	→	→
*	市報やホームページによる意識啓発と情報の発信	男女共同参画推進室 秘書広報課	○	→	→	→	→
	職員対象の男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画推進室		○			○
	男性職員の育児休業の率先取得の推進 【男性職員の育児休業取得累計者数:1人⇒3人】	人事課		○	→	→	→
<b>ウ. 男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します</b>							
	市民による「男女共同参画懇話会(仮称)」の設置	男女共同参画推進室		○			
	地域活動団体のネットワーク化の促進	男女共同参画推進室			○	→	→
	地域活動団体への情報提供、活動の場の提供	男女共同参画推進室		○	→	→	→
*	男女共同参画に関する活動グループの組織化と育成支援	男女共同参画推進室 地域振興課		○	→	→	→

## 第4章 計画の推進体制

### 1. 推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会\*を実現するためには、行政、市民、各種団体、企業などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実にまた効果的に推進するための体制を整備します。

#### (1) 市民による推進体制の整備

行動計画の効果的な推進を図るため、本計画の策定に携わった策定委員を中心に、「横手市男女共同参画懇話会（仮称）」を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討するとともに、計画の進行管理を行います。

また、行政が行う男女共同参画に関する企画、事業へ参画するとともに、市民への意識啓発活動を推進します。

#### (2) 庁内における推進体制の整備

行動計画は、男女共同参画社会\*の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには男女共同参画推進室はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかなくてはなりません。

このため、庁内各課室所の職員からなる「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」を設置し、関係部局間の総合的な連絡調整を図りながら、各種施策の効果的な実施に結び付けます。

また、推進会議メンバーの研修などを実施し、職員への男女共同参画意識の普及啓発の推進役となります。

## 2. 市民団体との連携

男女共同参画社会\*を実現するためには、法や制度の整備と併せて、市民一人ひとりの意識改革や生活の場での実践が必要であり、行政だけではなく地域や企業、市民団体との連携を図り、市民活動の広がりを支援し、ネットワーク作りを進めます。

### (1) 市民活動の支援

男女共同参画を推進するNPO\*などの団体や地域における活動団体の育成を図り、その主体的な活動を支援するとともに、ネットワーク作りを進めます。

### (2) 市民の意見を反映させた施策の展開

市民や市民団体に対して市報やホームページなどにより情報を積極的に提供するとともに、企業やNPO\*などの市民団体との情報交換の場を設けるなど、市民からの意見や要望などを施策に反映していきます。

## 3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、「横手市男女共同参画懇話会（仮称）」や「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」に対して定期的に進捗状況を報告し、現状や問題点などを洗い出すとともに、緊急な課題や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 男女共同参画に関する用語集

### NPO (Non Profit Organization)

医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的にしない市民の自発的な意思により活動する民間団体（非営利活動組織）のこと。

### 家族経営協定

経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう、農業経営を担っている世帯員相互間の労働条件等のルールを文書にして取り決めたもの。

### キャリアアップ

今までの経験や職歴を活かしながら、より高い資格や能力を身に付けたり高めたりすること。

### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようとする意識のこと。

「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

### コミュニティ・ビジネス

地域住民が、地域のニーズへの対応や地域の課題を解決するために、ビジネス的手法で取り組む事業のこと。

### ジェンダー「社会的性別」(gender)

生物学的な性別を示す「セックス (sex)」に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような社会的に形成された男性、女性の別のことをいう。

### ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM : Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数のこと。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出する。

### 女性のエンパワーメント

女性が社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的変革に主体的にかかわりながら、自立する力を身に付けようとする事。

### 女性の再チャレンジ

出産、子育て等により、いったん仕事を中断した女性が再就職したり、新たな分野で起業したりしようとする事。

### セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

一般的に、職場において相手の意思に反して行われる性的な内容の発言や行動（性的嫌がらせ）を指す。

具体的には、性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

### 男女共同参画あきた F・F 推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成 13 年度から年次計画で人材養成している推進員のこと。

F・F とはフィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語。

### 男女共同参画社会

男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日に施行された。

### ドメスティック・バイオレンス (DV : Domestic Violence)

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力を DV (ドメスティック・バイオレンス) といい、法律上でも「犯罪」であることが明確にされた。

DV は、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあり、一般的に体力的、経済的、社会的に優位にある男性が女性を抑圧し、支配する手段として暴力を振るっており、女性の基本的人権を脅かす重大な問題となっている。

### ポジティブ・アクション 「積極的改善措置」(positive action)

社会のあらゆる分野の活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

具体的には、女性の参画比率について目標値を設けたり、男女の参画比率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクォータ制などがある。

### ワーク・ライフ・バランス

仕事においても私生活においても充実した社会生活をおくることができるよう、仕事と私生活をバランスよく両立させようとする概念のこと。

## 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成11年6月23日法律第78号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

〔後略〕

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔後略〕

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

**第7条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

**第8条** 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

**第9条** 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第10条** 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

**第11条** 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

**第12条** 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

**第13条** 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

**第14条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

**第15条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

**第16条** 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

### 第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

**第17条** 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

**第18条** 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### 第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

**第19条** 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

**第20条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第21条** 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

**第22条** 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

**第23条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第7条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

[以下省略]

## 男女共同参画に関する国内外の動き

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年国際会議(メソコティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		・秋田県婦人問題懇話会設置	
1981年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	・秋田の未来をひらく婦人のための「県内行動計画」策定	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」1000世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のための10億人将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催	・新しい男女共同社会をめざす婦人のための「県内行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のための10億人将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」公布	・秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハートプラン」策定	
1994年 (平成6年)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		・「横手市女性懇話会準備委員会」発足
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		・「横手市女性懇話会」を「横手市男女参画をすすめる会」に改称 ・「横手市に一さん運動」を提唱
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてつりか)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		・「横手市に一さん運動提言作成委員会」設立
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	・秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハートプラン」改訂	・「横手市に一さん運動」に向けての提言」策定
1998年 (平成10年)				・「横手市に一さん運動庁内検討委員会」設立 ・「横手市に一さん運動提言作成委員会」が「横手市に一さん運動推進委員会」に発展 ・「山内村男女共生を考える会」発足
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行		・「横手市に一さん運動推進委員会」が「横手市に一さん運動推進会議」に改称
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行	・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハートプラン」策定	・「横手市男女共同参画社会行動計画」策定
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・秋田県中央男女共同参画センター開設 ・「あきたF・F推進員」養成開始	・「横手市男女共同参画社会行動計画評価委員会」設立
2002年 (平成14年)			・「秋田県男女共同参画推進条例」施行 ・秋田県北部・南部男女共同参画センター開設 ・男女共同参画審議会設置	・「雄物川町男女共同参画懇話会」発足 ・「大森町男女共同参画社会推進委員」委嘱 ・「山内村男女共生を考える会」が「いぶきの会」に改称
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行		
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	・男女共同参画活動拠点施設開設(6ヶ所)	・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村「男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・男女共同参画活動拠点施設開設(4ヶ所) ・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハートプラン」改訂	・10月1日、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村が合併し「横手市」となる
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・東京閣僚共同コミニケの採択		・「男女共同参画推進室」設置 ・「横手市男女共同参画行動計画」策定

## 横手市男女共同参画行動計画策定委員会

### (1) 策定の経過

期 日	内 容
平成18年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・策定委員会設置基準、会議運営要領確認</li> <li>・男女共同参画に関する実態調査内容協議</li> </ul> </li> </ul>
2月6日～17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★男女共同参画に関する実態調査実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・層化多段抽出法による20歳～70歳の横手市民5,000人</li> <li>・回収率37.0%（1,848人）</li> </ul> </li> </ul>
2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会構成の決定</li> <li>・策定委員会、専門部会の進め方確認</li> </ul> </li> <li>●第1回合同専門部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会長・副部会長・書記選任</li> </ul> </li> </ul>
3月13日～20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回専門部会（各部会毎）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状と課題」洗い出し（1回目）</li> </ul> </li> </ul>
4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第3回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査集計結果報告</li> </ul> </li> <li>●第3回合同専門部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状と課題」洗い出し（2回目）</li> </ul> </li> </ul>
5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第4回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門部会の「現状と課題」報告、協議</li> </ul> </li> <li>●第4回合同専門部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決のための「基本施策」検討（1回目）</li> </ul> </li> </ul>
6月12日～14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回専門部会（各部会毎）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決のための「基本施策」検討（2回目）</li> </ul> </li> </ul>
7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第5回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門部会の「基本施策」報告、協議</li> </ul> </li> <li>●第6回合同専門部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策に基づく「行動計画」検討（1回目）</li> </ul> </li> </ul>
7月31日～8月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7回専門部会（各部会毎）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策に基づく「行動計画」検討（2回目）</li> </ul> </li> </ul>
8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第1回庁内検討会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動計画」内容・担当部署検討</li> </ul> </li> </ul>
9月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第2回庁内検討会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動計画」内容・担当部署検討</li> </ul> </li> </ul>
9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第6回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画の「構成」・「協議案」協議</li> </ul> </li> </ul>
9月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市部局長会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「協議案」提案、内容精査依頼</li> </ul> </li> </ul>
10月16日～23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★地域協議会（8地域）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間案」報告、意見交換</li> </ul> </li> </ul>
11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第7回策定委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・部局長会議、地域協議会での修正箇所報告</li> <li>・「最終案」の確認</li> </ul> </li> </ul>
11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市政策会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終案の提案、確認</li> </ul> </li> </ul>
12月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市議会へ報告</li> </ul>

- ：策定委員会
- ：専門部会
- ★：庁内の取り組み

(2) 策定委員名簿

平成18年 1月19日 委嘱

平成18年 4月 1日 更新

部 会 名	役 職	氏 名	地 区・所 属	備 考
家族・家庭部会		坂 本 郁 子	横手 (公募委員)	
		佐々木 公 生	平鹿 (公募委員)	
		遠 藤 千 秋	大雄 (公募委員)	
	部会長	佐 藤 レイ子	大森 (F・F推進員)	副委員長
		宮 原 祐 子	十文字 (F・F推進員)	
	書 記	菊 地 浩 昭	子育て支援課 児童家庭担当	
		鈴 木 洋	農政課 農政担当	
社会活動部会		杉 山 豊	平鹿 (公募委員)	
		齋 藤 榮	雄物川 (公募委員)	
		柿 崎 貴美子	十文字 (公募委員)	
	部会長	藤 原 信 子	山内 (公募委員)	
		鈴 木 栄 子	横手 (F・F推進員)	
	書 記	木 村 忠	社会福祉課 社会福祉担当	
		黒 政 欽 一	生涯学習課 生涯学習担当	
雇用・労働部会		高 橋 茂	横手 (公募委員)	委員長
		富 永 敏 行	横手 (公募委員)	
		高 橋 真由美	十文字 (公募委員)	
	部会長	藤 原 恵美子	山内 (F・F推進員)	
	書 記	首 藤 正 己	商工労働課 商業振興・労政担当	
		小 野 梶 利	建設監理課 用地補償担当	
福祉・健康部会		高 橋 靖 次	横手 (公募委員)	
		杳 澤 栄美子	増田 (公募委員)	
		橋 本 知加子	雄物川 (公募委員)	
		土 田 悦 子	大雄 (公募委員)	
	部会長	糯 田 文 夫	増田 (F・F推進員)	
	書 記	成 田 悦 子	保健衛生課 健康増進担当	
		佐 藤 しげ子	高齢ふれあい課 介護保険担当	
教育・行政部会		嶋 田 尚 子	横手 (公募委員)	
		照 井 昌 子	横手 (公募委員)	
		高 田 久 樹	大森 (公募委員)	
	部会長	木 村 久 和	雄物川 (F・F推進員)	
	書 記	栗 田 律 子	人事課 人事研修担当	
		大 和 敏 憲	教育指導課 教務担当	
事 務 局	横手市男女共同参画推進室 小林 臭 子・加賀谷 秀昭・泉 絵理子			

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

# 横手市男女共同参画行動計画

平成18年12月発行



総務企画部  
男女共同参画推進室

〒013-0042 横手市前郷字下三枚橋163番地  
TEL 0182-35-2158 FAX 0182-33-6061  
E-mail danjo@city.yokote.lg.jp  
ホームページ <http://www.city.yokote.lg.jp/>